

お客様各位

【お知らせ】

確認申請の審査状況について

いつもセンターをご利用いただきありがとうございます。

センターでは、令和7年度の建築基準法・建築物省エネ法の改正に伴う業務量増大により確認申請の審査期間が非常に長くなっております。

私どもといたしましては審査体制の見直しや職員増員により事態の改善を図ってまいりましたが、申請件数の増加もあり、審査期間の短縮には繋がっておりません。

現状では電子申請で申請いただいてから質疑をお出しするまでに、他の多くの審査機関同様4週間あまりの時間を要しております。

皆様におかれましては、事情をお汲み取りいただき、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

令和8年4月 13日

指定確認検査機関

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター